

# 7月1日から 福祉医療費の助成制度が変わります

福祉医療とは、乳幼児や母子家庭、障害のある方、一定の要件を満たした高齢者などの皆さんが気軽に受診できるよう、医療費の一部を県や市で助成する制度です。将来にわたり持続でき、安定した制度として維持するため、7月1日から、所得制限基準や一部負担金などが変わります。

《問合せ》市民課国保医療係 ☎21-9061 または各総合支所市民生活課



受給者証は

6月下旬に郵送

現在、お持ちの「福祉医療費受給者証」の有効期限は、6月30日です。

現在受給中で審査の結果、引き続き受給資格のある方には、6月下旬に新しい受給者証を郵送します。また、所得制限などにより該当しなくなった方には、非該当の通知を郵送します。

新たに受給資格を  
有する方へ

次の方は、新たに受給ができるようになりますので、国保窓口で申請ください。

- ① 昨年まで所得制限により非該当となっていたが、平成21年度(平成20年中の所得)から該当する方
- ② 他市町から転入して、まだ申請手続きが済んでいない方が受給資格要件を満たしているが未申請の方
- ※申請手続きには、印鑑、健康保険証、および身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・児童扶養手当証書(所持者のみ)が必要です。

## 各種福祉医療制度の対象者・新所得制限・旧所得制限

(新所得制限は、平成21年7月1日以降の受給資格判定の際に適用されます)

福祉医療名	対象者	新所得制限【変更後】 (平成20年中の所得)	旧所得制限【変更前】
老人医療	65歳～69歳の方	世帯員全員が市民税非課税で、対象者本人が年金収入を加えた所得80万円以下の方〔非課税世帯で、年金収入を加えた所得80万円超の方は、経過措置(※注1)の対象となります〕	対象者本人が市民税非課税の方(課税所得が145万円以上ある65歳以上の方と同一世帯の場合は対象外)
乳幼児等医療	小学3年生以下の方	本人や扶養義務者等の市民税所得割税額が23万5千円未満(乳幼児等医療の0歳児は所得制限なし)〔所得が、上記の所得制限基準額を超過しても、旧所得制限基準額の範囲内であれば、経過措置の対象となります〕	・0歳児は所得制限なし ・1歳以上は表2の基準額未満
重度障害者医療	・身体障害者手帳1・2級の方 ・療育手帳A判定の方 ・精神障害者保健福祉手帳1級の方		表1の基準額未満
高齢重度障害者医療	重度障害者医療の資格要件を満たす後期高齢者医療制度の被保険者		
母子家庭等医療	・ひとり親家庭の母などと18歳以下の児童 ・遺児(両親のいない18歳以下の児童)		表2の基準額未満

※注1…経過措置は、平成23年6月まで設けられる予定です。

表1 重度障害者・高齢重度障害者医療の旧所得制限基準額

扶養親族数	本人の所得	扶養義務者などの所得
なし	360万4千円	628万7千円
1人	398万4千円	653万6千円
2人	436万4千円	674万9千円
3人以上	1人増すごとに38万円を加算した額	1人増すごとに21万3千円を加算した額

表2 母子家庭等医療の所得制限基準額、乳幼児等医療の旧所得制限基準額

扶養親族数	扶養義務者などの所得	
	母子家庭等	乳幼児等
なし	192万円	532万円
1人	230万円	570万円
2人	268万円	608万円
3人以上	1人増すごとに38万円を加算した額	

※上記表1、表2の金額は、社会保険料控除などの所得控除後の金額です。母子家庭等医療は、所得制限基準の変更はありません。なお、母子家庭などで、養育費を受けているときは、その額も所得に算入します。所得控除の詳細は、国保窓口へ問い合わせください。

表3 福祉医療(老人医療を除く)の負担限度額

医療名	経過措置		一般		低所得	
	外来	入院	外来	入院	外来	入院
乳幼児等	1,200円	4,800円	800円	3,200円	600円	2,400円
	900円	3,600円	600円	2,400円	400円	1,600円
重度障害者・ 高齢障害者	900円	3,600円	600円	2,400円	400円	1,600円
	—	—	600円	2,400円	400円	1,600円
母子家庭等	—	—	600円	2,400円	400円	1,600円

経過措置…本人や扶養義務者等の市民税所得割税額が23万5千円を超過しても、旧所得制限基準額の範囲内の場合  
 低所得…各医療の受給者本人と所得制限の対象者の両方が市民税非課税者で、それぞれの方の所得が一定基準以下の世帯に属する受給者  
 外来…1日当たりの負担限度額(月2回まで)  
 入院…1カ月当たりの負担限度額

表4 老人医療の負担限度額

区分	経過措置・低所得Ⅱ		低所得Ⅰ	
	外来	入院	外来	入院
老人	2割負担		1割負担	
	8,000円	24,600円	8,000円	15,000円
	8,000円	24,600円	8,000円	15,000円

経過措置…世帯員全員が市民税非課税で、対象者本人の年金収入を加えた所得が80万円を超える場合  
 低所得Ⅱ…世帯員全員が市民税非課税で、対象者本人の年金収入を加えた所得が80万円以下の場合  
 低所得Ⅰ…世帯員全員が市民税非課税で、その世帯員全員の所得がない場合  
 外来・入院…1カ月当たりの負担限度額

所得課税証明書の提出が必要な方

次に該当する方は、所得課税証明書の提出が必要です。

①対象者の扶養義務者が市外に在住している場合は、扶養義務者の平成21年度所得課税証明書(平成20年中の所得)が必要です。

②平成21年1月2日以降に豊岡市へ転入された方は、本人、配偶者、扶養義務者の平成21年度所得課税証明書(平成20年中の所得)が必要です。

要です。

※福祉医療制度の受給資格審査には、平成20年中の所得額が必要となりますので、申告されていない方は、早急に税務課で申告を済ませてください。

福祉医療一部負担金(老人医療を除く)

一部負担金とは、外来の1日当たりの受給者負担限度額で、1保険医療機関などごとに月2回までの負担となります。入院の場合は、定率1割

老人医療一部負担金

老人医療は、所得に応じて2割または1割負担となり、1カ月内の負担限度額は表4のとおりです。



福祉医療費受給者証を使用される際の注意点

①小中学校、保育園または幼稚園などにおける負傷・疾病に対する診療には、日本スポーツ振興センターから災害共済給付が受けられる場合がありますので、原則として福祉医療費受給者証を使用することはできません。

福祉医療制度の対象になりません。  
 ③転居、転出、世帯構成の異動、修正申告などがあつた場合は、受給資格が変動する場合があるため、届け出てください。

その他の特記事項

●**県外で受診**  
 県外の保険医療機関などでは、福祉医療費の受給者証が使用できませんので、健康保険証のみで受診後、国保窓口で申請(領収書などを添付)により、福祉医療費を助成します。



●**薬局でも一部負担金が必要**  
 薬局も1つの医療機関としての取扱いになり、一部負担金が必要です。必ず医療受給者証を提示ください。  
 ●**乳幼児等・重度障害者・高齢重度障害者・母子家庭等医療の入院費**  
 乳幼児等、重度障害者、高齢重度障害者、母子家庭等の各医療の受給者で、連続して3カ月入院した場合には、4カ月以降の一部負担はありません。